

多摩市障害福祉サービス支給決定基準要領

平成18年10月1日

多摩市健康福祉部決定

(目的)

第1条 この要領は、在宅で生活する障がい者又は障がい児の保護者から障害者自立支援法における障害福祉サービス（居宅介護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援及び短期入所に限る。）の利用についての支給申請が行われた際、当該障がい者（児）の障害程度区分、利用者の意向、介護者の状況等を勘案し、支給量を決定する指針とする。ただし、介護保険対象者で要介護認定を受けている者は、介護保険での支給が優先する。

(原則)

第2条 障害福祉サービスの種類ごとに、他のサービスの利用状況ごとに、障害程度区分に応じて、全表の基本の支給量を上限として決定する。（国庫負担基準額を利用）

(個別の事情)

第3条 独居世帯、介護者の状況、居住環境等、障がい者（児）に個別に勘案する事情があると認められるときは、全表の基本の支給量の1.5倍を目安として決定することができる。

ただし、介護保険サービス併用、ケアホーム併用及び短期入所は除く。

(特別な事情)

第4条 障がい者個々の生活実態に応じて、前条の支給量を超える要望がある場合で、特別に勘案する事情があると認められるときは、多摩市障害程度判定審査会に意見を聴いた上で、支給量を決定することとする。ただし、介護保険サービス併用・ケアホーム併用及び短期入所は除く。

2 障がい児については、障害福祉課内の多摩市障害者自立支援法に基づく支給量決定審査会において決定するものとする。ただし、短期入所は除く。

(居宅介護)

第5条 居宅介護（身体介護・家事援助・通院等乗降介助）の対象者は次のとおりとする。

- (1) 日常生活において食事・入浴・排泄等の個別的な身体介護を要する在宅の障がい者（児）
- (2) 日常生活において調理・掃除・洗濯等の家事援助を要する在宅の障がい者（児）
- (3) 病院等への通院のための介助を要する在宅の障がい者（児）
- (4) 障害程度区分が区分1（要支援程度）以上である者

2 居宅介護の支給決定要件は次のとおりとする。

- (1) 30分単位の算定とし、身体介護・家事援助それぞれについて、原則1回1.5時間を基本とする。
- (2) 通院介助は、居宅介護に含まれる。
- (3) 通勤、通学、通所等長期かつ継続の定例的送迎については、支給対象としない。

3 居宅介護の支給基準は次のとおりとする。

(単位/月)

障害程度区分		① 一般 (②、③以外)	②通所サービス併用	③ケアホーム経過措置
区分1	基本	2,290	2,290	—
	1.5倍	3,435	3,435	—
区分2	基本	2,910	2,910	1,180
	1.5倍	4,365	4,365	—
区分3	基本	4,310	4,310	3,100
	1.5倍	6,465	6,465	—
区分4	基本	8,110	8,110	3,920
	1.5倍	12,165	12,165	—
区分5	基本	12,940	12,940	5,530
	1.5倍	19,410	19,410	—
区分6	基本	18,680	16,440	8,290
	1.5倍	28,020	24,660	—
障がい	基本	7,280	7,280	—
	1.5倍	10,920	10,920	—
※算定方法		身体介護：基準単位数内において、1時間 390 単位に時間数をかけて算出する。(報酬基準 1.6 時間 580 単位を利用) 家事援助：基準単位数内において、1時間 160 単位に時間数をかけて算定する。(報酬基準 1.5 時間 225 単位を利用) 通院等乗降介助：基準単位数内において、1回につき 99 単位とする。 身体介護、家事援助及び通院等乗降介助を使用する場合は、身体・家事等各々計算した数値の合計が基準単位数内であること。		
障がいの基礎		障がいの調査項目（10 項目）により調査し、支給量を決定。		

(行動支援)

第6条 行動支援の対象者は次のとおりとする。

- (1) 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者がいて、常時介護を要する者
 - (2) 障害程度区分が区分3（要介護2程度）以上であって、認定調査項目のうち行動障害やコミュニケーション及びてんかんに関する12項目（最高24点）の合計点数が10点以上である者
- 2 行動支援の支給決定要件は次のとおりとする。
- (1) 30分単位の算定とし、原則1回5時間を上限とする。

(2) 居宅介護との引給は可能とする。

(3) 行動援護従業者としての資格要件を備えた事業者と契約できること。契約できない場合は、居宅介護（身体介護）において決定する。

(4) 移動支援事業の支給決定を受けていないこと。

3 行動援護の支給基準は次のとおりとする。

(単位/月)

障害程度区分		① 一般 (②～⑦以外)	②介護保険 サービス併用	③通所サ-ビス 併用	④ケアホーム 併用	⑤ケアホーム経過措置	
						介護保険併用無	介護保険併用有
区分3	基本	10,780	6,470	8,290	1,760	4,860	1,760
	1.5倍	16,170	—	12,435	—	—	—
区分4	基本	14,580	6,470	10,700	1,760	5,680	1,760
	1.5倍	21,870	—	16,050	—	—	—
区分5	基本	19,410	6,470	13,680	1,760	7,290	1,760
	1.5倍	29,115	—	20,520	—	—	—
区分6	基本	25,150	6,470	16,440	1,760	10,050	1,760
	1.5倍	37,725	—	24,660	—	—	—
障がい児	基本	13,750	—	13,750	—	—	—
	1.5倍	20,625	—	20,625	—	—	—
※算定方法		基準単位数内において、1時間890単位に時間数をかけて算出する。(報酬基準1.5時間580単位を利用)					
障がい児の基準		障がい児の10項目調査及び行動援護12項目調査を行い、12項目調査において、10点以上の場合に支給量を決定。					

(重度訪問介護)

第7条 重度訪問介護の対象者は次のとおりとする。

(1) 重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障がい者

(2) 障害程度区分が区分4（要介護3程度）以上で、次のいずれにも該当する者

ア、二肢以上に麻痺があること

イ、障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること

2 重度訪問介護の支給決定要件は次のとおりとする。

(1) 長時間滞在してのサービス提供が行われる重度訪問介護については、見守り介護を含むものとし、1日につき8時間超の支給決定を基本とする。8時間未満は、居宅介護で決定する。

(2) 移動中の介護を実施した場合については、移動介護の実施時間数に応じて加算を行う。

(3) 家事援助サービスのみの場合は、居宅介護「家事援助」の取扱いとする。

(4) 通院介助（居宅介護）との併給はできない。

(5) 中山活動（作業所などへの通所、就労）を行なっている時間等は、支給対象としない。

3 重度訪問介護の支給額は次のとおりとする。

		(単位/月)					
障害程度 区分		① 一般 (②～⑤以外)	② 介護保険 サービス併用	③ 通所サービス 併用	④ケアホーム 併用	⑤ケアホーム経費措置	
						介護保険併用無	介護保険併用有
区分4	基本	19,020	10,910	10,700	2,970	6,890	2,970
	1.5倍	28,530	—	16,050	—	—	—
区分5	基本	23,850	10,910	13,680	2,970	8,500	2,970
	1.5倍	35,775	—	20,520	—	—	—
区分6	基本	29,590	10,910	16,440	2,970	11,260	2,970
	1.5倍	44,385	—	24,660	—	—	—
障がい児	基本	—	—	—	—	—	—
	1.5倍	—	—	—	—	—	—
※算定方法		区分4及び5：基準単位数内において、1時間150単位に時間数をかけて算出する。 （報酬基準8時間1,240単位を利用） 区分6：基準単位数内において、1時間170単位に時間数をかけて算定する。（報酬 基準8時間1,333単位を利用） 重度障害者等包括支援対象該当：基準単位数内において、1時間180単位に時間数を かけて算定する。（報酬基準8時間1,426単位を利用） ※その他移動介護加算有り					
障がい児の其外		15歳以上で、児童福祉法63条の4の規定により児童相談所長が重度訪問介護を利用 することが適当であると認め、市長に通知した場合障がい児と同様の手続き・基準 により決定					

(重度障害者等包括支援)

第8条 重度障害者等包括支援の対象者は次のとおりとする。

- (1) 常時介護を有する障がい者であって、その介護の必要の程度が著しく高い者
- (2) 障害程度区分が区分6（要介護3程度）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を伴う者であって、次に掲げる者
 - ア、重度訪問介護の対象者であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障がい者のうち、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者（Ⅰ類型）または、最重度知的障がい者（Ⅱ類型）
 - イ、障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）等の合計点数が15点以上である者（Ⅲ類型）

- 2 重度障害者等包括支援の支給決定要件は次のとおりとする。
 - (1) 4 時間を単位とし、1 日 12 時間を区切りとする。
 - (2) 他の障害福祉サービスとの併給は認められない。
 - (3) 重度障害者等包括支援事業者と契約ができること。
- 3 重度障害者等包括支援の支給量は次のとおりとする。

(単位/月)

障害程度区分		① 一般	② 介護保険サービス併用
区分 6 障がい児	基本	45,500	26,820
	1.5 倍	68,250	—
	基本	—	—
	1.5 倍	—	—
※算定方法		基準単位数内において、1 時間 175 単位に時間数をかけて算出する。(報酬基準 4 時間 700 単位を利用)	
障がい児の基準		おおむね 15 歳以上で、障がい者の 106 項目の認定調査を行い、多摩市障害程度判定審査会において重度障害者等包括支援の対象となることが相当であるかの意見を聴いたうえで、障がい者の基準により支給の要件を決定する。	

(短期入所)

第 9 条 短期入所の対象者は次のとおりとする。

- (1) 介護者の不在や休養の必要から一時的に施設に入所する必要がある障がい者 (児)
 - (2) 障害程度区分が 1 以上である者又は療養介護対象者 (医療機関において医療が必要と認められた遅延性常識障がい者を含む)
- 2 短期入所の支給決定要件は、申請があった対象者には基本的に決定する。
 - 3 短期入所の支給量は次のとおりとする。

(日/月)

障害程度区分	区分 1 ～ 6 及び障がい児	
	基本	特例
申請者共通	7	必要度を勘案し 31 日までで決定
障がい児の基準	障がい児の調査項目 (10 項目) により調査し、単価区分と支給量を決定する。	

(介護保険サービスとの併用)

第 10 条 介護保険サービス利用者で障害福祉サービスの併用を認める対象者は、市内に住所を有する、両上肢、両下まいずれにも障害が認められる肢体不自由 1 級の身体障害者手帳を所持する者で、かつ、介護保険法で要介護 5 の認定を受けている者とする。

2 前項の対象者の支給決定要件は次のとおりとする。ただし、利用時間は、原則として定額訪問介護単位を適用する。

- (1) 介護保険の支給限度額をすべて利用している者
- (2) 介護保険の訪問介護を支給限度額の概ね 5 割以上利用し、そのサービス量を超えて更に必要と認められる者

附 則

この要領は平成 18 年 10 月 1 日より施行する。